

ドライ型ミストを設置します

区内公園など7か所にドライ型ミスト発生機器を設置し、クールスポットを創出します。

●7月1日(火)～9月30日(火) 6時～18時(雨天等中止)

場所 神田児童公園(神田司町2-2)、和泉公園(神田和泉町1-300)、芳林公園(外神田3-5-18)、千鳥ヶ淵公園(麴町1-2)、九段坂公園(九段南2-2-18)、錦華公園(神田猿樂町1-1-2)、千鳥ヶ淵緑道(九段南2-3番町先)

問合せ 環境政策課エネルギー対策係
☎03-5221-4256

区内事業者へ 温暖化配慮行動計画書 兼報告書をご提出ください

温暖化配慮行動計画書制度は、条例に基づき、区内の事業者が取り組む「環境活動」「環境教育」「地域貢献活動」の計画や実施状況を区に報告する制度です。従業員300人以上の事業所は義務提出、300人未満の事業所は任意提出となっています。優良な取り組みは公表・表彰し、環境に配慮し行動する「人づくり」を推進しています。表彰事業所や提出された事業所の取り組み内容は、「地球温暖化配慮行動の主な取り組み事例集」や区のHPで公表しています。

提出期限 8月31日(日)

提出方法 区のHPを参照

問合せ 環境政策課企画調査係
☎03-5211-4255



梅雨の時期！ 集中豪雨に注意

都市部では、集中豪雨などにより、短時間で道路や地下空間が浸水する都市型水害が発生しやすくなります。発生時の適切な行動が重要です。次の注意事項を参考に都市型水害に備えてください。

■発生時の注意

- ・無理な外出を控える
- ・地下空間への立ち入り禁止
- ・短時間で急激に浸水する危険性あり

- ・マンホールや側溝に注意。大雨時は、マンホールの蓋が外れたり、側溝が見えにくくなる危険性あり
- ・感電に注意

- ・避難指示に従う
- ・避難は徒歩で
- ・もし浸水したら
 - ・できるだけ高い場所や、浸水していない建物の上階へ避難
 - ・自力で避難できない場合は、消防や警察に救助を求める
 - ・水流がある場所や水位が上昇している場所では、むやみに移動せず救助を待つ

■もし浸水したら

- ・丸の内消防署

- ☎03-32215-0119、麴町消防署
- ☎03-3264-0119、神田消防署
- ☎03-3257-0119

税金をご確認ください



■軽自動車税(種別割)の納付はお済みですか

納期限は6月2日でしたが、納付が済んでいない方は、次の方法で早めに納付してください。

- 金融機関、指定のコンビニエンスストア ●区役所、出張所の窓口 ●スマートフォン・パソコンを利用した納付

※納税証明書や領収証書が必要な方は、スマートフォン・パソコン以外の方法で納付を

問合せ 税務課納税促進係 ☎03-5211-4193

■固定資産税・都市計画税が住宅の耐震化で減免されます

耐震化のための建て替え・改修を行った住宅で一定の要件に当てはまる場合、固定資産税・都市計画税が減免されます(23区)。減免を受けるには、建て替えは翌々年2月末、改修は工事完了日から3か月以内までに申請が必要です。詳しくは東京都主税局HPをご覧ください。

問合せ 千代田都税事務所固定資産税班
☎03-3252-7149



減免対象などの主な内容

建て替え 昭和57年1月1日以前からある家屋を取り壊して令和8年3月31日(火)までに新築した住宅で、一定の要件を満たす場合、3年度分、居住部分の税額を全額減免。※新築マンション購入も要件を満たせば対象

改修 昭和57年1月1日以前からある住宅または昭和57年1月2日～平成13年1月1日に在来軸組工法により新築された2階建てまでの木造住宅で、令和8年3月31日(火)までに現行の耐震基準に適合させるよう一定の改修工事を行った住宅は、改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で1戸あたり120㎡相当分まで全額減免

第2弾ウォーカーブルなまちづくりの活動を募集

ウォーカーブルなまちづくりを推進するため、道路をはじめとするパブリック空間などを活用した居心地の良い場所づくりの活動を募集します。皆さんの「やりたいこと」をぜひご応募ください。

公募期間 7月1日(火)～7月25日(金)

問合せ 景観・都市計画課計画推進担当
☎03-5211-3612

国民年金・国民健康保険

国民年金の免除制度や必要な届け出をご確認ください

■DV被害者の国民年金保険料免除制度

申請により、保険料の納付が免除されます。

対象 次のすべてに当てはまる方

- ・配偶者の暴力(ドメスティックバイオレンス(DV))を受け、配偶者(DV加害者)と住居が異なる
- ・国民年金保険料の納付が困難である

※一定の所得基準あり

■会社員や公務員の被扶養配偶者は次のときに届け出を

会社員や公務員に扶養されている配偶者(3号被保険者)は、次のときに1号被保険者への種別変更の届け出が必要です。

届け出が遅れるとその期間は未納となるため、将来受けられる年金が減ったり、年金を受けられなくなったりすることがあります。

- ・配偶者が退職した
- ・配偶者が65歳になった
- ・配偶者が亡くなった
- ・離婚した
- ・自分の収入が増えて配偶者の扶養から外れた

■種別変更届が2年以上遅れた方への救済措置

「特定期間該当届」を提出すると、未納期間は受給資格期間となります。

※昭和61年4月～平成25年6月の期間に限る

■離婚時の年金分割は2年以内に請求を

離婚時に婚姻期間中の厚生年金記録(共済組合期間を含む)を当事者間で分割できる「離婚分割」は、離婚後2年を過ぎるとできなくなります。

いずれも

制度利用の要件 詳しくは電話で問合せ先へ

問合せ 千代田年金事務所 ☎03-3265-4381

国民健康保険被保険者の方に「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を送付します



従来の保険証(国民健康保険被保険者証)の有効期限は、9月30日(火)です。また、現在発行している「資格確認書」および70歳以上の方の「資格情報のお知らせ」の有効期限は、7月31日(木)です。そのため、7月下旬に、マイナ保険証をお持ちでない方には「資格確認書」(※1)を、マイナ保険証をお持ちの方には「資格情報のお知らせ」を特定記録郵便で住民登録地の世帯主宛てに送付します。8月以降に医療機関等を受診するときは、マイナ保険証をお持ちの方はマイナ保険証を、マイナ保険証をお持ちでない方は資格確認書をお使いください(※2)。なお、70歳未満の方の「資格情報のお知らせ」は有効期限がないため、一度交付した方には再交付しません。

70歳から74歳の方の「資格確認書」および「資格情報のお知らせ」には一部負担割合を記載しています(令和6年12月2日以降、高齢受給者証は新たに発行されなくなりました)。令和6年中の所得状況の変化により、一部負担割合が変更される場合があります。

特定記録郵便は不在でもポストに投かんされます。なお、ポストに氏名表示がないと届かないことがあります。簡易書留郵便で送付を希望する方は、7月4日(金)までに問合せ先までご連絡ください。

保険料を滞納している場合は、滞納状況により特別療養費の支給対象者(医療費はいったん全額自己負担)となる可能性があります。保険料は納め忘れのないようお願いします。

※1 令和6年12月2日以降、従来の保険証は新たに発行されなくなり、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行。マイナ保険証を持っていない方も、「資格確認書」によりこれまでどおり保険診療が可能

※2 従来の保険証は券面に記載されている有効期限(最長令和7年9月末)まで使用可。

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4204

国民健康保険限度額適用認定証(★)の更新受付を開始

現在お持ちの限度額適用認定証の有効期限は7月31日(木)です。8月1日(金)から使用できる限度額適用認定証の申請受付を7月1日(火)から開始します。マイナ保険証をお持ちの方は、限度額適用認定証がなくても限度額を超える支払いが免除されます。

※令和6年中の所得状況の変化により、適用区分変更の場合あり

(★)手術や入院などの医療費が高額になると予想されるとき、前もって限度額適用認定証を医療機関へ提示することで限度額を超える支払いが免除されるもの

対象 区の国民健康保険に加入し、これから入院などで高額な医療費がかかることが想定される方

※保険料に未納がある場合、交付できない場合あり

申込方法 電話または直接問合せ先へ

問合せ 保険年金課国民健康保険係 ☎03-5211-4205